

～ 令和9年4月に入学をむかえるみなさんへ～

学校選択制ガイドブック

とよの東学園

とよの西学園



地域とともにある学校

豊能町教育委員会

目 次

-
- 01 学校選択制について（概要）
 - 02 対象者について
 - 03 手続きおよびスケジュール
 - 04 各学校の情報について
 - 05 受け入れ可能人数について
 - 06 抽選の実施について
 - 07 学校を選択する際の注意点
 - 08 制度や手続きなどのQ&A

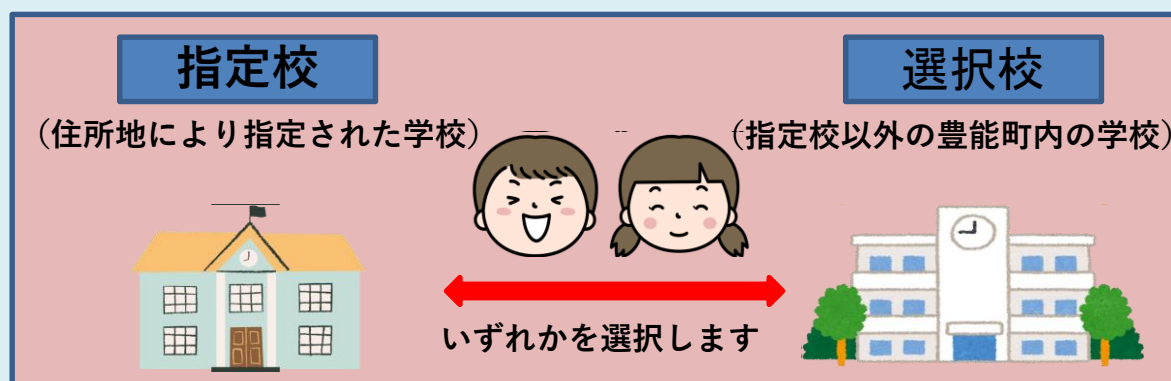
- ・義務教育学校への入学時の1回しか学校選択制が使えないのはなぜですか
- ・各学校の受け入れ可能人数(定員数)はどのように決定されていますか
- ・通学の方法や手段についてどのようにしたらよいですか
- ・各学校の情報や見学はできますか
- ・抽選に漏れた場合、翌年度に学校選択制を利用できますか
- ・兄弟姉妹がこの制度を利用して通学している場合、抽選等において優先してもらえますか



01 学校選択制について（概要）

豊能町では、従来の小中学校を再編し、義務教育学校（小学校から中学校までの義務教育9年間のカリキュラムを一貫しておこなう学校）としてスタートしています。学校に入学する場合、地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や、子どもたちが生活している地域社会にかかわりをもちながら育てられるよう、学校教育法施行令に基づき、お住まいの住所地により通学する学校（以下「指定校」という）を教育委員会が決定します。

学校選択制は、基本である住所地による通学区域は残したうえで、義務教育学校への入学時の1回のみ、指定校外の学校への入学を希望し選択すること（希望する学校に就学を認めるもの）ができる制度です。



【注意】 指定校への入学を希望される場合は、「学校選択」の手続きをする必要はありません。 ※住所地による指定校については次ページ上段をご覧ください。

〔参考〕 学校選択制のおもなメリットデメリット

メリット

- ・ 選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進される
- ・ 保護者の学校教育への関心が高まる
- ・ それぞれの子どもが自分の個性にあった学校を選ぶことができる

デメリット

- ・ 通学距離が長くなることにより時間がかかる
- ・ 通学時の安全の確保が難しい場合がある
- ・ 地域とのつながりが薄れる場合がある

〔参考〕 住所地による指定校

指定校	住所地
とよの東学園	余野・川尻・木代・切畑・野間口・牧・寺田・高山・希望ヶ丘
とよの西学園	吉川・ときわ台・光風台・東ときわ台・新光風台

指定校への入学を希望される場合は、「学校選択」の手続きをする必要はありません。

02 対象者について

令和9年4月に町立義務教育学校に入学する新1年生

※令和8年10月30日（金）以降に転入予定の方は、対象外です。

03 手続きおよびスケジュール

10月

令和9年度に入学する義務教育学校新1年生に「学校選択制ガイドブック」を配布します。

11月

学校見学等（希望者のみ限定）

学校選択制受付（豊能町指定校変更申請書の提出）11月10日（火）～11月20日（金）

※指定校への入学を希望される場合は、「学校選択」の手続きをする必要はありません。

12月

抽選を実施する場合があります
（詳細は 06抽選の実施についてへ）

学校選択決定・通知（豊能町指定校変更申請結果通知書）

1月

就学通知書の送付

2月

入学説明会の実施

4月

入学式



04 各学校の情報について



豊能町立

とよの東学園

TOYONO HIGASHI COMPULSORY EDUCATION SCHOOL

〒563-0219 大阪府豊能郡豊能町余野159番地の2

電話：072-739-0014

全校児童生徒数：135人（令和8年4月現在）

詳細は

とよの東学園ホームページ

<https://www.town.toyono.osaka.jp/school/toyono-higashi/>



豊能町立

とよの西学園

TOYONO NISHI COMPULSORY EDUCATION SCHOOL

〒563-0103 大阪府豊能郡豊能町東ときわ台1丁目3番地の2

電話：072-738-0845

全校児童生徒数：572人（令和8年4月現在）

詳細は

とよの西学園ホームページ

<https://www.town.toyono.osaka.jp/school/toyono-nishi/>



05 受け入れ可能人数について

■ とよの東学園 2名

■ とよの西学園 1名

06 抽選の実施について

学校選択制希望者数が学校選択受け入れ可能人数を超えた場合、原則として公開抽選を実施します。抽選の有無については、12月上旬までに通学区域外の学校を選択した方全員に「抽選の実施に関するお知らせ」を送付します。なお、通学区域の学校への入学を希望された方は、抽選の対象となりませんのでご注意ください。

抽選会場・抽選日時などの詳細については、「抽選の実施に関するお知らせ」によりお知らせします。

07 学校を選択する際の注意点

- ・原則として卒業まで通学していただきますので、通学方法、通学経路、通学時間等お子さまと一緒に確認し、毎日の通学のことをよく考えて選択してください。
- ・希望しての入学となりますので、学校のきまりをよく理解し、学校活動等へは積極的に参加・協力をお願いします。

08 制度や手続きなどのQ & A

Q

義務教育学校への入学時の1回しか学校選択制が使えないのはなぜですか。

A

豊能町では令和8年4月より従来の小中学校を再編し、2校が義務教育学校としてスタートしました。それぞれの学校が、義務教育9年間のカリキュラムを、それぞれの特徴を生かしながら学校を運営しています。この一貫したカリキュラムに基づき、継続して学んでいただきたいと考えています。

Q

各学校の受け入れ可能人数(定員数)はどのように決定されていますか。

A

各学校では、施設の状況や予想される途中転入・転出者数、今後の児童の見込み数等から考慮し、受け入れ可能人数が定められています。

Q

通学の方法や手段についてどのようにしたらよいですか。

A

通学中の安全や通学手段の確保は、保護者の責任でお願いします。公共交通機関の交通費、自家用車の送迎費用等の経費は、保護者の負担となります。この学校選択制を選んだ場合は「豊能町遠距離通学補助金」制度の対象外です。

Q

各学校の情報や見学はできますか。

A

各学校の情報は学校のホームページ(「04 各学校の情報について」を参照)で確認してください。見学につきましては、就学時健康診断の案内時に詳細をお知らせします。

Q

抽選に漏れた場合、翌年度に学校選択制を利用できますか。

A

学校選択制は新1年生が対象ですので、翌年度に利用することはできません。

Q

兄弟姉妹がこの制度を利用して通学している場合、抽選等において優先してもらえますか。

A

この制度は、全員に公平に選択できる権利を保障するため、仮に兄や姉がこの制度を利用して通学していても、優先的な扱いはできません。

学校選択制ガイドブック（令和8年10月）
発行：豊能町教育委員会

〒563-0219
大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1
こども未来部 教育総務課
TEL：072-739-3426 FAX：072-739-3052